

北谷内自治会会則

(最終改正・平成31年4月21日)

(名称及び事務所)

第1条 本会は北谷内自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は地域住民の福祉の増進と会員相互の親睦をはかり、環境整備とより良い地域自治社会をつくることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は北谷内地域在住の世帯及び事業所代表者、又は管理者をもって組織する。

2 組織単位は10世帯ないし15世帯を以て班を構成する。

3 数カ班を以て1ブロックを構成する。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

①自治会の自治行政に関する事項。

②環境整備に関する事項。

③自警防犯に関する事項。

④会員相互の親睦及び教育向上に関する事項。

⑤その他の目的達成に必要な部門設置に関する事項。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

①総会 ②役員会 ③班会 ④部会

第6条 総会は本会の最高議決機関で全会員で構成し毎年一回、事業年度終了後、会長が招集し、次の事項を審議決定する。但し、会長は必要に応じ臨時総会を開くことができる。

①会則の変更

②予算及び決算

③事業報告及び事業計画

④各役員の承認

⑤その他重要事項

第7条 総会、役員会、班会、部会はその構成人員の過半数の出席を以て成立する。

第8条 議決は出席者の過半数を以てなり、総会において可否同数の場合は議長が決める。但し、会則の改廃は3分の2以上の同意がなければならない。

(役員)

第9条 本会には次の役員を置く。

①会長 1名 ②副会長 2名 ③会計 1名 ④事務局長 1名

⑤ブロック長 4名 ⑥部長 4名 ⑦副部長 4名 ⑧部員 12名

⑨班長 班数 ⑩会計監査委員 2名

2 部員は、必要により増員することができる。

(役員を選出)

第10条 会長、副会長、会計、事務局長、ブロック長、部長及び部員の選出は、各ブロック毎に会員の中から推薦された(役員候補)より、役員会において選出し総会において承認を得るものとする。

2 会長は、会員の中から会計監査委員2名を推薦し総会において、承認を得るものとする。

3 部長は、部員の中より副部長を選出し、総会に報告するものとする。

4 班長は、各班毎に選出し、総会に報告するものとする。

(任期)

第11条 各役員の任期は2年とする。任期満了後も後任者の就任するまでとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、会長の任期は3期6年までとする。

3 班長の任期は1年とする。

4 任期途中の就任の場合は前任者の残任期間とするも再任を妨げない。

(会議)

第12条 役員会は、副部長、部員、班長及び会計監査委員を除く役員をもって構成し、会長が適時招集し、次の事項を審議す。

- ①本会の事業を立案し、会議に付属する事項の事前審議。
- ②会務の運営に関する重要事項。
- ③急を要し、会長が先決処理した事項。
- ④その他の重要事項。

第13条 役員会において相談役・顧問を委嘱することができる。

第14条 班会はその班の世帯全員で構成し班長が招集し次の事項を審議する。

- ①班内の会務に関する事項。
- ②役員会より審議を依頼された事項。
- ③役員の推薦に関する事項。
- ④その他の重要事項。

第15条 本会は事業を遂行するために次の部を置く。

- ①総務部
- ②自警防犯部
- ③衛生部
- ④育成・婦人部

第16条 会議は総て記録し保管する。

(会 計)

第17条 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収入を以てこれに充てる。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第19条 本会の経理は会計がこれにあたり、会計監査委員は毎年1回、会計監査を行い会長に報告する。

- 2 会費の増減は役員会の議決を得て、総会の承認を得るものとする。
- 3 本会の経理は会長の承認を得て支出する。
- 4 徴収した会費は返還しないものとする。

第20条 本会に次の書類及び帳簿記録簿を備え付け、必要により会員から閲覧の要求があった場合はこれに応じなければならない。

- ①会計簿
- ②財産台帳
- ③世帯票
- ④会則及び細則
- ⑤その他記録及び報告書

(慶弔並びに災害見舞い)

第21条 この会の慶弔及び災害見舞いは細則による。

付 則

- 1 本会は会則のほか会務運営上の必要事項は細則並びに内規で定めることができる。ただし、総会において事後承認を得るものとする。
- 2 本会則は昭和53年10月1日から実施する。
- 3 本会則は昭和55年4月6日から一部改正し適用する。
- 4 本会則は昭和58年4月17日から一部改正し適用する。
- 5 本会則は昭和60年4月21日から一部改正し適用する。
- 6 本会則は平成2年4月15日から一部改正し適用する。
- 7 本会則は平成6年4月17日から一部改正し適用する。但し、第9条及び第10条に係わる改正条項は平成7年の役員改選時から適用する。
- 8 本会則は平成18年4月23日から一部改正し適用する。
- 9 本会則は平成26年4月20日から一部改正し適用する。ただし、第9条、第10条及び第15条に係わる改正条項は平成27年度の役員改選時から適用する。
- 10 本会則は平成29年4月23日から一部改正し適用する。
- 11 本会則は平成30年4月15日から一部改正し適用する。
- 12 本会則は平成31年4月21日から一部改正し適用する。

北谷内自治会細則

(最終改正・平成30年4月15日)

(主 旨)

第1条 この細則は、自治会の事務処理などの円滑をはかるため必要な事項を定めたものである。

(名 称)

第2条 名称は団地、区域及び古名・地名のほか自治会設立の主旨に沿って総会において決議する

(署名活動)

第3条 当自治会より要請又は要望・申請・申し込みなどの提出書類については必要に応じて署名活動をすることができる。

(自治会の表示)

第4条 当自治会の所在地を明らかにする為に、標札又は掲示板を設置することができる。

(役員の名札)

第5条 当自治会の役員宅等に次の名札を掲示することができる。

- ①会長 ②副会長 ③会計 ④事務局長 ⑤ブロック長 ⑥部長 ⑦副部長 ⑧部員
- ⑨班長 ⑩会計監査委員 ⑪その他諸官庁等より委嘱された民生委員・児童委員、防犯連絡所

(会 計)

第6条 会計は、徴収会費及び寄付金の領収書発行及び収支の領収書並びに関連台帳を整理し収支を明らかにする。

第7条 会費の徴収は各班長が取りまとめて会計に納入する。

2 会費の徴収は前月末とする。

3 寄付金の徴収は、その主旨を口頭又は主旨記載書を以て役員がこの時点で徴収する。

第8条 各役員には手当を支給することができる。

第9条 市の委託業務を円滑にするため、連絡員を1名置き、手当を支給することができる。

(助成金の交付)

第10条 関係機関及び団体並びに自治会内のクラブ活動から要請があった場合に依り助成することができる。

(慶弔及び災害見舞金)

第11条 自治会に功労のあった者及び、地域繁栄に寄与し功労顕著にして他の模範とするに足る者に対しては賞状・感謝状及び記念品を贈ることができる。その選出は、役員会において推薦し総会に報告するものとする。

2 会員に小学校入学の子(同居の世帯員)がいる場合、入学祝い金5,000円を贈るものとする。

3 会員(世帯主)が死亡した場合、その遺族に対し、金10,000円(同居の世帯員の場合は5,000円)を贈るものとする。

4 役員が傷病のため治療1ヶ月以上に及ぶ場合には、見舞金5,000円を贈るものとする。

第12条 会員が災害のため相当なる損害を受けた場合、その被災者に災害見舞金を贈ることができる。但し、被災認定・対象・見舞金等については役員会において協議決定する。

付 則

1 本細則は昭和53年10月1日から実施する。

2 本細則は昭和55年4月6日から一部改正し適用する。

3 本細則は昭和58年4月17日から一部改正し適用する。

4 本細則は平成6年4月17日から一部改正し適用する。

5 本細則は平成26年4月20日から一部改正し適用する。

6 本細則は平成26年6月1日から一部改正し適用する。

7 本細則は平成29年4月23日から一部改正し適用する。

8 本細則は平成30年4月15日から一部改正し適用する。